

(別添)

平成29年度「里親月間（里親を求める運動）」実施要綱

1 趣 旨

里親（ファミリーホームを含む。以下同じ。）制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難になった又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度であり、わが国の社会的養護の重要な柱となっている。

養育者が替わらない安定した家庭を基盤とする里親制度は、子どもが基本的信頼感や豊かな生活体験を得ることができ、将来家庭生活を築く上でのモデルとすることなどが期待できることから、家庭での養育が困難又は適当でない場合には、里親委託を優先して検討することを原則（里親委託優先の原則）としている。

本月間は、厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させることのないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等に取り組むことにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とするものである。特に、昨年通常国会で成立した改正児童福祉法により、家庭での養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を明確化したことを踏まえ、一層の取組強化が必要とされている。

このため、厚生労働省としては、月間期間中、里親制度に関する普及啓発等を重点的に行い、官民を含め社会全体で支援する気運を高めることとしているところであり、地方公共団体や関係団体等においても、これを契機に既存の取組を点検し里親委託推進のための更なる取組を進めるなど、里親委託の飛躍的な拡大に向けて全国的な運動の展開をお願いする。

2 期 間

平成29年10月1日から同月31日までの1か月間とする。

ただし、この運動の効果をあげるため各地の実情に応じて上記期間を変更しても差し支えないものとする。

3 主 唱

厚生労働省、公益財団法人全国里親会、日本ファミリーホーム協議会

4 協 力 (予定)

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団

5 基本的な取組方針

月間期間中、次の基本的な方針により取り組むものとする。取組を進めるに当たっては、これらの取組が効果的なものとなるよう、重点取組期間としての成果目標を設定することが望ましい。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

(参考) 里親月間における厚生労働省の取組

- ① インターネット、新聞、雑誌等の広報媒体物を活用し、里親登録を呼びかける広報啓発を実施
- ② 公共交通機関等で里親制度の普及啓発用ポスターの掲示等を行うとともに、ポスター・リーフレットの電子データを都道府県等に送信
- ③ 第62回全国里親大会を全国里親会との共催により京都府で開催し、里親及び関係機関等の関係者を対象とした研修を実施
- ④ 都道府県等が地域の実情に応じて里親制度の普及啓発や里親支援に関する様々な取組を行う場合に国庫補助事業（里親支援事業）により支援